

特命随意契約理由書

445

件名	神田警察通り沿道及び周辺地域まちづくり検討業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	<p>本業務は、神田警察通り及びその沿道地域の魅力を高め、まちの賑わいを創出するために策定した「神田警察通り沿道まちづくり整備構想」の実現に向けて、神田警察通り沿道整備推進協議会（以下「協議会」という。）の運営支援等を行うものである。</p> <p>平成24年度に策定した「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえた機能更新について、昨年度整理した周辺地域の現状や課題等を踏まえ、地域にとって望ましい適切な誘導が図れるようまちづくりに関わる検討を行う。</p>
選定理由	<p>神田警察通り沿道のまちづくりについては、平成24年度から下記業者がガイドラインに沿ったまちづくりを検討しており、これまでの調査・検討の経緯や議論の内容等を踏まえて検討していくことが、今後継続して協議会を運営するにあたって、密接不可分な要件である。</p> <p>下記業者は、独立行政法人都市再生法に基づく法人であり、法により、公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、都市の健全な発展と、国民生活の安定向上に寄与することを目的とする法人と定められている。</p> <p>協議会は、神田警察通り周辺のまちづくりについて、ガイドラインの改定やエリアマネジメントの検討も行っており、一定の結論を得るまで協議会の運営を行う必要があることから、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 独立行政法人 都市再生機構</p> <p>住所 中央区八重洲1-3-7</p>
※ 契約年月日	<del>平成30年</del> 5月7日
※ 契約金額	令和元 4,972,000 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から平成32年3月27日
担当課	地域まちづくり課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

485

件名	公園・公衆便所の特別清掃等実施業務（第318号）
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	当業務は、専門的な技術や経験を基に、個々のトイレ状況を調査診断のうえ、日常清掃では行き届かない部分や汚れ等について、特別な清掃作業を実施するとともに、年間を通じた設備点検等の維持管理を行い、その効果検証を含め、公園・公衆トイレを良好に維持することを目的とする。
選定理由	1. プロポーザル年度 平成30年度（平成31年度開始） （平成31年3月27日付30千環道公発第842号） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3. 継続年数 初年度 4. プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社施設管理サービス 港支店 住所 東京都港区海岸3-21-35
※ 契約年月日	令和 元年 5月 7日
※ 契約金額	14,382,550円（消費税を含む）※単価契約のため、契約額は支出限度額
契約期間	契約締結日の翌日から平成32年3月31日
担当課	環境まちづくり部 道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

490

件名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（6月分）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u> （売却）
工事場所 （工事案件のみ）	
概要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選定理由	（1）資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 （2）清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	平成元年5月13日 令和
※契約金額	1,530,050 円（消費税を含む）※支出限度額（単価契約）
契約期間	令和1年6月1日から令和1年6月30日まで
担当課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

548

件名	明大通り協議資料等作成業務（第 320 号）
種類	工 事：土木・建設・設備・ <u>設計</u> ・測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区神田神保町一丁目 41 番地先～神田駿河台二丁目 4 番地先
概要	明大通りⅡ期工事のための協議資料等作成業務を行う。
選定理由	<p>本業務は、平成 30 年度に発注した「明大通り協議資料作成業務（第 321 号）」に続いて、関係機関協議を行いつつ、地元協議会で詳細模型を用いて計画概要等を検討した上で、工事に必要な資料の作成・修正等を行うものである。</p> <p>本件は、既設計と密接不可分の関係にあり、同一受託者以外の場合、一体的な設計ができなくなるなど著しい支障があるものである。また、調査・点検及び予備設計内容、実施設計内容、基本模型作成、道路管理者（都道）、交通管理者との協議経緯等を十分理解していることから、履行期間の短縮・業務品質や経費面で有利である。</p> <p>したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称：株式会社高島テクノロジーセンター 東京営業所</p> <p>所在地：東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号</p> <p>パシフィックセンチュリープレイス丸の内 16 階</p>
※ 契約年月日	令和元年 5 月 13 日
※ 契約金額	6,997,100 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和 2 年 3 月 27 日
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

587

件名	千代田区既存建築物情報データ照合等業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	区内の申請情報は、既に除却されている建物の申請情報が残存しており、照会があった場合は、書類を検索するなど非効率となっている。 平成 30 年度に実施した「千代田区既存建築物実態調査業務」によって得られた実地情報を建築確認データベースと照合し、台帳記載証明の発行などの窓口業務運営を適確かつ効率的に行うため、区内のすべての既存建築物のデータベースを更新する。
選定理由	業務の実施にあたっては、下記の条件を満たす必要がある。 1 同種業務の実績が数多くあり、判断が難しい申請情報に対しても実地情報と建築確認データベースの情報を正しく照合できる専門知識・技術を有すること。 2 現存する建築物の申請情報は、台帳記載証明の発行など窓口業務で使用するため、約 13,000 件の既存建築物情報を、正確かつ効率的にデータベースへ反映できること。 3 自社が開発した建築確認申請管理システムの導入実績が数多くあること。 下記業者は、「千代田区既存建築物実態調査業務」により現地調査を実施しており、区内の全既存建築物について、道路や隣地等周辺の状態を含めて把握している。また、同種業務や自社が開発した建築確認申請管理システムの導入実績が数多くあり、判断が難しい場合においても、迅速かつ正確に照合作業を行うことができ、再度の現地調査も不要である。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、全ての条件を満たす者が 1 者に特定される。 以上のことから、下記の業者を、契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名称 国際航業株式会社 東京支店 住所 千代田区六番町 2 番地
※ 契約年月日	令和 元年 5 月 20 日
※ 契約金額	16,940,000 円 (消費税を含む)
契約期間	契約締結日の翌日から令和 2 年 3 月 31 日まで
担当課	環境まちづくり部建築指導課
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

502

件名	介護保険サービス事業者実地指導業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	千代田区が実施する介護保険サービス事業者に対する実地指導の同行・照会等事務及び関係書類の作成
選定理由	下記団体は、介護保険法第24条の2に基づき「指定市町村事務受託法人」として東京都が指定した唯一の団体であり、居宅サービス担当者等に対する保険給付に関する照会等事務委託業務の相手方として特定される。 以上の理由により、下記団体を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法人名：公益財団法人東京都福祉保健財団 所在地：東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
※契約年月日	令和元年5月21日
※契約金額	518,400 円(消費税を含む) <small>※単価契約のため 契約金額は支出限度額</small>
契約期間	令和元年6月1日から令和元年8月31日まで
担当課	千代田区保健福祉部高齢介護課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

514

## 特命随意契約理由書

件名	ムスリム等対応に関する普及啓発及び対応店舗に関する情報発信業務
種類	物品—委託
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、今後ますます増加が見込まれる外国人観光客に対し、区内商店街が対応するうえで、外国人観光客が安心して食事を楽しむことができるような、おもてなしの態勢づくりのひとつとして、商店会に加盟する飲食店事業者等を対象に、ハラールなど信仰上の制限についての理解を促進するセミナーやムスリム対応に係るモデル店舗に対しての支援を実施するとともに、こうした態勢づくりに関して必要な情報発信を図るため、区内ムスリム等対応店舗の調査を実施し、パンフレットの作成をおこなう。
選定理由	1. プロポーザル年度 平成29年度（平成29年度開始） 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好なため 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き平成31年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社 JTB 住所 東京都千代田区大手町2丁目2番1号 新大手町ビル1階
※ 契約年月日	令和元年5月27日
※ 契約金額	5,705,150 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年2月28日（金）まで
担当課	地域振興部 商工観光課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

# 521

件名	地蔵橋公衆便所建替工事（第8号）
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他
工事場所 (工事案件のみ)	千代田区神田美倉町10番地
概要	地蔵橋公衆便所の建替工事を行う。
選定理由	<p>地蔵橋公衆便所については、だれでもトイレブースがなく、老朽化が著しいことから、建替によりユニバーサルデザインを取り入れたトイレとする計画である。</p> <p>また、隣接する神田美倉保育園新築工事が、10月開園に向けて工事を行っているため、開園後に隣接地である地蔵橋公衆便所で再度工事を行うことがないように保育園工事と調整し、地蔵橋公衆便所についても同時期に工事を完了させる必要がある。</p> <p>神田美倉保育園新築工事とは別業者が施工することとなった場合、現場での競合・調整等に時間を要し、神田美倉保育園の開園に支障が出る可能性がある。下記業者は、神田美倉保育園新築工事を施工しているため、国道・私道に囲まれている当該公衆便所についても保育園敷地側から施行することができ、準備等の時間を短縮し、直ちに現場着手することが可能であることから工期短縮・経費面で有利である。したがって、入札に付すことが不利と認められるため、下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名 称：栗本建設工業株式会社 東京支店</p> <p>所在地：東京都千代田区九段北一丁目12番3号 井門九段北ビル5階</p>
※ 契約年月日	令和 元年 5月 31日
※ 契約金額	37,201,680 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和元年9月20日
担当課	環境まちづくり部道路公園課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。



## 特命随意契約理由書

565

件名	関西研修旅行実施業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	本校第5学年関西研修旅行実施に伴う生徒の引率のため、その引率教員にかかる交通機関、宿泊先、食事等の手配及び支払を行う。
選定理由	<p>今回の関西研修旅行は、第5学年生徒を対象として実施するものである。内容については、校内プロポーザル形式により業者を決定（26千九中等シ発第519号、平成26年12月22日決裁）したところである。</p> <p>今回の関西研修旅行実施業務の主な内容は、教員にかかる交通機関、宿泊先の手配等、旅行全体の調整業務であり、生徒の引率から生徒と同一の交通機関、宿泊先でなければならず、他社に委託を行う場合、その条件を満たすことはできないため、校内業者選定委員会で決定した下記業者を契約の相手方に指定する。</p> <p>なお、生徒分経費は、保護者負担の積立金により支払う。</p>
契約の相手方	<p>名称：株式会社 JTB 教育第二事業部</p> <p>住所：東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル31階</p>
※ 契約年月日	令和 元年 5 月 30 日
※ 契約金額	510,840 円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日から令和元年7月19日まで
担当課	九段中等教育学校
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

602

件名	放課後子ども教室（体験）「囲碁教室」業務
種類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品、 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	放課後子ども教室の体験活動として、日本の伝統文化であり、集中力を養い発想を豊かにするゲームである囲碁の教室を実施する。
選定理由	小学校の授業におけるプロ棋士による囲碁の指導は、都内では下記事業者に限られることから、特定の者でなければ役務を提供することができない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人日本棋院 住 所 千代田区五番町7-2
※ 契約年月日	令和元年 5月 7日
※ 契約金額	2,097,120 <sup>千円</sup> 円（消費税を含む） <del>※単価契約のため、契約金額は支出限度額</del>
契約期間	契約締結日の翌日から令和2年3月31日
担当課	子ども部 児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

## 特命随意契約理由書

件名	子育て短期支援事業、一時預かり事業用賃貸借物件に係る不動産仲介業務
種類	工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概要	子育て短期支援事業、一時預かり事業用民間賃貸貸室の賃貸借に係る不動産仲介業務を依頼する。
選定理由	<p>不動産の賃貸借に際しては、不動産取引の商慣習上、仲介業者（媒介人）の仲介を経て契約を締結することが一般的である。借主があらかじめ物件を特定している場合や、借主が提示する条件に適合する物件を仲介業者が紹介する場合等があるが、いずれの場合であっても物件の詳細な情報の提供や内覧の手配、契約条件の交渉等、賃貸借契約に至るまでの間一貫して特定の仲介業者がこれらの業務を担うことが通常である。</p> <p>このため、子育て短期支援事業、一時預かり事業用賃貸借契約と密接不可分の仲介業務について、当該物件の仲介業者である下記業者を契約の相手方に指定する。</p>
契約の相手方	<p>名称 株式会社久保工</p> <p>住所 千代田区神田美土代町3番地3</p>
※ 契約年月日	令和元年5月24日
※ 契約金額	605,000円（消費税を含む）
契約期間	契約締結日の翌日～令和2年2月29日
担当課	子ども部児童・家庭支援センター
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。